（訪問購入における重要事項）

**第五十一条**　法第五十八条の十第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　物品の効能
二　物品の商標、製造者名及び販売者名
三　物品の購入数量

（第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知事項）

**第五十二条**　法第五十八条の十一の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　第三者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
二　物品を第三者に引き渡した年月日
三　物品の種類
四　物品名
五　物品の特徴
六　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
七　その他売買契約の相手方が第三者への物品の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項

（第三者への物品の引渡しについての通知方法）

**第五十三条**　法第五十八条の十一の二の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2　前項の書面には、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第三者に引き渡した物品は、法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。
二　第四号の年月日から起算して八日を経過するまでは、当該契約の相手方は当該売買契約の解除を行うことができること。
三　当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七又は法第五十八条の八の書面を受領していなかつた場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。
四　購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）
五　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
六　物品を第三者に引き渡す年月日
七　物品の種類
八　物品名
九　物品の特徴
十　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

3　法第五十八条の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八条の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実並びに前項第一号及び第五号から第十号までに掲げる事項を記載しなければならない。

4　書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5　書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号（第三項に規定する場合は、当該解除の事実及び第二項第一号）までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

6　第二項、第四項及び第五項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

（訪問購入における禁止行為）

**第五十四条**　法第五十八条の十二第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。
二　老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
三　顧客の知識及び経験に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと。
四　訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。
五　訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

**第五十五条**　法第五十八条の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　物品の購入価格
二　法第五十八条の十四第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことができること。
三　法第五十八条の十四第二項から第五項までの規定に関する事項
四　購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
五　売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
六　売買契約の申込み又は締結の年月日
七　物品名
八　物品の特徴
九　物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

2　書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3　書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

5　購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

（通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合）

**第五十六条**　令第十六条の三第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

様式第五を様式第七とし、様式第四の次に次の三様式を加える。